

(別紙8)

住宅ローン

ダブルサポート団体信用生命保険概要

○ダブルサポート団体信用生命保険は、お客さまが万一死亡または高度障害となった場合のほか、悪性新生物（がん）、急性心筋こうそく、脳卒中、5つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎）に罹患した場合およびケガや病気で所定の就業不能状態が一定期間継続した場合に、借入金残高相当額の保険金が支払われる保険であり、保険金は債務の一括返済に充当されます。

注. 就業不能とは、「被保険者が身体障害（病気またはケガ）を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態」のことをいいます。

項目	内容
1. 幹事保険会社	明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（引受保険会社）
2. 保険契約者	一般社団法人全国地方銀行協会
3. 被保険者	ダブルサポート団体信用生命保険をセットするお客さま 加入時年齢が18歳以上50歳以下の方（付保年齢は80歳以下）
4. 保険金受取人	当行
5. 保障開始日	融資実行日または事務幹事会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い日
6. 責任開始日	融資実行日または引受保険会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い日から起算して3ヵ月の待機期間が満了した日の翌日
7. 保険金支払事由 および支払われる 保険金額	<p>(1) 被保険者において保障開始日以降に次の保険事故が発生した場合は、保険事故発生時の住宅ローン借入金残高相当額が支払われます。</p> <p>A. 保険期間中に死亡された場合</p> <p>B. 保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断された場合 注. 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。</p> <p>C. 融資実行日以後の傷害または疾病が原因で、次の高度障害状態になった場合</p> <p>a. 両目の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>b. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</p> <p>c. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>d. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>e. 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>f. 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>g. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>h. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>D. 保険期間中に所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見により診断確定された場合（ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く） 注. 保障開始日からその日を含めて90日以内は保障対象外期間となります。</p> <p>(2) 被保険者において責任開始日以降に次の保険事故が発生した場合は、保険事故発生時の住宅ローン借入金残高相当額が支払われます。</p> <p>A. 次の疾病に罹患した場合</p> <p>a. 急性心筋こうそく 責任開始日以降の保険期間中に急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>b. 脳卒中 責任開始日以降の保険期間中に脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合</p>

項 目	内 容
7. 保険金支払事由 および支払われ る 保 険 金 額	<p>B. 5つの重度慢性疾患に罹患した場合 責任開始日以降の保険期間中に5つの重度慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎）で就業不能となり、その就業不能が12ヵ月を超えて継続した場合</p> <p>C. その他の病気・けがの場合 責任開始日以降の保険期間中に、悪性新生物（がん）、脳卒中、急性心筋こうそく、5つの重度慢性疾患以外の身体障害で就業不能となり、その就業不能が12ヵ月を超えて継続した場合</p> <p>(3) 被保険者において責任開始日以降の保険期間中に所定の就業不能状態となった場合は、就業不能における給付金の支払事由に該当した日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日の返済予定額が支払われ、以降、就業不能継続期間1ヵ月ごとにその間に到来する約定返済日に返済予定額が支払われます。</p> <p>(4) 被保険者が責任開始日以降の保険期間中に身体障害を被り、その直接の結果として、就業不能となり入院した場合は、一時金として10万円が支払われます。</p> <p>(5) 被保険者が責任開始日以降の保険期間中に、初めて悪性新生物（がん）に罹患し、病理組織学的所見によって、医師に悪性新生物（がん）と診断確定された場合は、一時金として100万円が支払われます。</p>
8. 保 険 料	<p>不要 注. 住宅ローンの融資利率は、年0.35%上乘せとなります</p>
9. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・一部お取扱い対象外の商品がございます ・セットした場合のお取扱いや金利については、ローン窓口までお問い合わせください